

高齢者のための在宅福祉ガイド

2026年7月1日

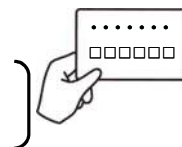
〒491-8501 一宮市本町 2-5-6 一宮市福祉部高年福祉課 電話 28-9021・28-9151

高齢者のための在宅福祉サービス

申請に必要なもの

○窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をお持ちください。

〔個人番号カード・運転免許証・資格確認書・介護保険証・障害者手帳
年金手帳等〕



申請場所

一宮市役所高年福祉課（2階 27番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曽川庁舎総務窓口課

ひとり暮らしの方のためのサービス

《「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録》【一宮市ウェブページ ID:1001014】

登録した方には、地区の民生委員などが訪問し、見守りを行います。また、登録内容（緊急連絡先等）は緊急時の連絡などに活かしていきます。

◆対象者（ひとり暮らしの定義）

昼夜を通じてひとりで生活しており、家族などと接することがないため、地域の見守りが必要な 65 歳以上で在宅の方。ただし、以下の場合は安否の確認ができる環境なため、該当しません。

- 経常的に働いている方
- 同一敷地内及び隣接地に別棟で生活や仕事等をしている家族などがいる方
- 集合住宅の隣接部屋に生活している家族などがいる方



◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

《日常生活用具給付》【一宮市ウェブページ ID:1001010】

住宅用火災警報器、電磁調理器を支給（**無料**）することにより、安全な生活が営めるよう支援します。なお、同一用具について 1 世帯 1 台限りで 2 回の給付を受けることはできません。



◆対象者

市民税非課税世帯の人で次に当てはまる方

(1)ひとり暮らしの方

- ・65 歳以上のひとり暮らしの方
- ・60 歳以上 65 歳未満のひとり暮らしで、介護保険で要介護 1～5、要支援 1・2 と認定された方または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方

(2) (1)以外で該当する場合

- ・65 歳以上の方のみの世帯
 - ・65 歳以上の方と、65 歳未満の介護保険で要介護 1～5、要支援 1・2 と認定された方または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方のみの世帯
- ただしサービスが受給できるのは 65 歳以上の方のみ

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

ひとり暮らしの方は「**ひとり暮らし高齢者台帳**」への登録が必要です。

《配食サービス》【一宮市ウェブページ ID:1001012】

市指定の弁当業者が昼食を配達し、**本人に弁当を手渡すことで安否の確認**※を行います。

◆対象者 ※安否の確認ができない時は、緊急連絡先の方に連絡し、安否確認を依頼します。

65 歳以上でひとり暮らし等の調理や買い物が困難で、**本人及び同居の方が次の 1 ～ 3 のいずれかに該当する方**。ただし、**《緊急連絡通報システム》を設置した世帯の方は、対象になりません**。

- 1 介護保険で要介護 1 ～ 5 と認定された方
- 2 介護保険で要支援 1・2 と認定された方
- 3 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳いずれかの所持者

◆内 容

毎日(希望により特定の曜日のみも可)昼食を配達し、安否の確認を行います。

◆負担金

1 食につき 330 円～570 円(業者やメニューによって異なる)

◆申請方法

※必ず、緊急連絡先の方の了承を得てください。

申請書に必要事項 (**緊急連絡先が必須**※) を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。ひとり暮らしの方は「**ひとり暮らし高齢者台帳**」への登録が必要です。



《緊急連絡通報システム》【一宮市ウェブページ ID:1001011】

病気や緊急時に、市が委託した業者の受付センターに通報される緊急通報装置を貸与します。

◆対象者

※別世帯の同居人も含む。

65 歳以上のひとり暮らし世帯等で、**世帯全員**※が次の 1 ～ 3 のいずれかに該当する世帯。ただし、**世帯に《配食サービス》の利用者がある場合は、対象になりません**。

- 1 介護保険で要介護 1 ～ 5 と認定された方
- 2 介護保険で要支援 1・2 と認定された方
- 3 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳いずれかの所持者

本体



ペンダント※



◆内 容

※ペンダントは離れた所(見通し約 50m)から通報が可能。

装置のボタンを押すとオペレーターから呼びかけ、状況の確認をして緊急連絡先(協力員)に確認の依頼や、消防署に出動要請を行うなど迅速に判断し対応します。また、月 1 回の安否確認電話をします。**利用するには電話回線(所得税非課税世帯の方には電話回線も貸与可)が必要**です。

◆負担金

設置工事費は原則無料(工事によっては負担あり)。受付センターへの通報による通話料は無料。

電話回線を貸与された世帯は、電話の基本料金や受付センター以外への通話料は自己負担。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。ひとり暮らし世帯の方は「**ひとり暮らし高齢者台帳**」への登録が必要です。

《ひとり暮らし高齢者見守りサービス利用助成》【一宮市ウェブページ ID:1066339】

ICT を活用した民間の高齢者見守りサービスを利用する方に、初期費用等を助成し、離れて暮らすご家族による見守りを支援します。

◆対象者

65 歳以上のひとり暮らしの方 (「**ひとり暮らし高齢者台帳**」への登録の対象者に準ずる)

◆対象事業者(サービス)

自宅に設置できる通信機能を有した機器(携帯電話・GPS 端末を除く)を使用し、インターネット回線などの無線通信を利用するもので、**市に事前登録された事業者の見守りサービス**。

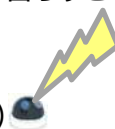
◆助成額

見守りサービスの導入時に、サービス提供事業者を支払う**初期費用(設置費)**又は、**最大 3 か月分の月額利用料**。上限 **15,000 円**で、1 世帯 1 回限り。

◆申請方法

※振込先口座の記入が必要です。

申請書兼請求書※・**サービス契約書等**の写し・**領収書等**の写し(初期費用、3 か月分の月額利用料の支払いが確認できるもの)を 1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。



ねたきりまたは認知症の高齢者のためのサービス

《ねたきり高齢者等見舞金支給》【一宮市ウェブページ ID:1001007】

重度の介護が必要な方に対し、月額 3,000 円の見舞金を支給します。

◆対象者

介護保険で要介護 4 または 5 と認定された方で、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院に入所していない方 **(40 歳以上 65 歳未満で生活保護を受給している方を除きます。)**

◆支払方法

8・12・4 月に、3 ヶ月前までの月分の見舞金を本人名義の口座に振込みます。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」と本人名義の通帳をご持参のうえ提出してください。**認定期間中、見舞金の申請書を提出した月分から支給します。**

《寝具洗濯乾燥》【一宮市ウェブページ ID:1001008】

在宅でねたきりの高齢者、または、ひとり暮らしの方等を対象に年度に 4 回、寝具の洗濯乾燥**(無料)**をします。なお、1 人 1 回につき敷布団・掛け布団あわせて 2 枚、毛布 2 枚を限度とします。

◆対象者

※施設入所中、入院中の方は対象外

(1)ねたきりの方（同居者がいても可）

- ・65 歳以上の在宅でねたきりの方
- ・60 歳以上 65 歳未満の在宅で寝たきりの、介護保険で要介護 1～5、要支援 1・2 と認定された方または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方

(2)ひとり暮らしの方

- ・65 歳以上のひとり暮らしの方
- ・60 歳以上 65 歳未満のひとり暮らしで、介護保険で要介護 1～5、要支援 1・2 と認定された方または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方

(3) (1)、(2)以外で該当する場合

- ・65 歳以上の方のみの世帯
 - ・65 歳以上の方と、65 歳未満の介護保険で要介護 1～5、要支援 1・2 と認定と認定された方または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方のみの世帯
- サービスが受給できるのは 65 歳以上の方のみ

◆内 容

洗濯(6、12 月実施) …… 水(湯)を吹き付け洗浄・脱水し、高温乾燥により消毒も行う

消毒(9、3 月実施) …… 高温乾燥により消毒を行う。※実施月が異なる場合があります。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。ねたきりの方は、「**ねたきり高齢者台帳**※」、ひとり暮らしの方は、「**ひとり暮らし高齢者台帳**」への登録が必要です。

※**ねたきり高齢者台帳** …… 対象の方の身体状況 4 項目(食事・入浴・排便・臥床)について、該当するものにチェックをして提出してください。

《訪問理美容サービス》【一宮市ウェブページ ID:1001005】

在宅でねたきりの高齢者を対象に、理容店および美容院の組合を通じて、各店舗からご自宅を訪問してもらい、髪を切っていただくサービスです。2 ヶ月に 1 回利用できる訪問理美容利用券を交付します。

◆対象者

※施設入所中、入院中の方は対象外

65 歳以上の**在宅**※でねたきりの方

60 歳以上 65 歳未満の**在宅**※でねたきりの方（介護保険で要介護 1～5、要支援 1・2 と認定された方または身体障害者・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳いずれかをお持ちの方）

◆負担金

1 回につき 1,100 円



◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。
申請には「ねたきり高齢者台帳※」への登録が必要です。

※ねたきり高齢者台帳 … 対象の方の身体状況 4 項目(食事・入浴・排便・臥床)について、該当するものにチェックをして提出してください。

《家族介護用品給付》【一宮市ウェブページ ID:1001006】

重度の介護が必要な方を在宅で介護している家族等に、年度に 6 万円(半期で 3 万円ずつ)を限度として紙おむつなどの介護用品を支給します。

◆対象者

※施設入所中、入院中の方は対象外

介護保険で要介護 4 または 5 と認定された方(市民税非課税世帯)を在宅※で介護している家族等(市民税非課税世帯)

◆給付内容

紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、ドライシャンプー 等

◆給付方法

申請時に選択

- 市と契約した業者へ介護用品を電話で注文し、自宅へ直接配送
- 愛知県薬業協同組合に加盟している店で介護用品を購入できる医薬品券の交付

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。



《認知症高齢者捜索支援サービス》【一宮市ウェブページ ID:1001003】

高齢者が行方不明になった場合、居場所を早期に発見することができるシステムを活用し、家族等が安心して介護できるよう支援します。

◆対象者

65 歳以上、60 歳以上 65 歳未満の方（介護保険で要介護 1～5、要支援 1・2 と認定された方）の認知症等の症状により道に迷う可能性のある方を介護している家族等

◆内 容

GPS 機器を本人が身につけることで居場所を検索することができる。

◆GPS 機器（申請時に選択）

- GPS 端末… オペレーターによる位置情報提供
ウェブサイトによる位置情報検索
- GPS 内蔵インソール… ウェブサイトによる位置情報検索
※アプリ検索のためスマートフォンが必要



GPS 端末

サイズ 52mm×52mm×15mm



GPS 内蔵インソール

サイズ SS/S/M/L/LL

ウェブサイトによる位置情報検索を希望される方はメールアドレスが必要

◆負担金

- GPS 端末… オペレーターによる位置情報提供 月額 390 円
ウェブサイトによる位置情報検索 月額 240 円
- GPS 内蔵インソール… ウェブサイトによる位置情報検索 月額 330 円

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

《認知症高齢者個人賠償責任保険》【一宮市ウェブページ ID:1049243】

認知症状がみられる方が、日常生活における偶発的な事故で法律上の賠償責任を負った場合、最大 5 億円を限度に被害者に支払うべきお金を補償します。負担金は無料です。

◆対象者

「認知症高齢者捜索支援サービス」を申請してシステムを利用している方

◆申請方法

「認知症高齢者捜索支援サービス」の申請をしてください。認知症高齢者個人賠償責任保険のみの申請はできません。



その他の高齢者福祉サービス

《福祉タクシー料金助成》【一宮市ウェブページ ID:1000998】

高齢者がタクシーを利用した場合に、料金の一部が助成される利用券を交付します。

◆対象者

満 85 歳以上の方（対象の方へ案内ハガキを送付します。）

◆内 容

申請時に選択(途中で変更可能)

- 普通タクシー … 車椅子のまま乗車できるタクシーを含みます。利用 1 回につき**初乗運賃が助成**される利用券を年間 30 枚交付します
- リフト付タクシー … ストレッチャーや特殊な車椅子等で乗車できる設備を備えたタクシーです。利用 1 回につき**限度額 2,700 円が助成**される利用券を年間 10 枚交付します

* **年度途中で申請のあった方は、申請月以降の利用券を交付**します。また、福祉タクシー料金助成を受けており、かつ生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯、通院等で必要な方には、年度中に再度申請を受け付け、追加交付します。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

《「愛の杖」の給付》【一宮市ウェブページ ID:1000999】

歩行が不自由な高齢者に「杖」を支給(**無料**)し、歩行や外出を支援します。なお、1 人 1 本限りで 2 回の給付を受けることはできません。

◆対象者

65 歳以上の歩行が不自由な方

60 歳以上 65 歳未満の歩行が不自由な方（介護保険で要介護 1～5、要支援 1・2 と認定された方または身体障害者手帳をお持ちの方）

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

《ふれあい収集》【一宮市ウェブページ ID:1001787】

家庭ごみを集積場所などへ自分で持ち出すことが困難な世帯を対象に、原則週 1 回、市職員が訪問し、玄関先で一声かけて安否を確認した上でごみ収集します。可燃ごみ、不燃ごみ、資源が対象です。

◆対象者

介護保険の要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の高齢者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけで構成する世帯

◆申請方法

世帯全員の介護保険被保険者証・障害者手帳など(写し可)をご持参のうえ申請してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課(2 階 27 番窓口)、一宮市役所障害福祉課(2 階 25 番窓口)、尾西庁舎窓口課、木曽川庁舎総務窓口課、出張所

◆その他・問い合わせ

申し込み後、世帯を訪問調査して収集を決定します。申し込みのあった日より 2 カ月を経過した日の属する月から収集を開始します(月末の場合は、1 カ月遅れることがあります)。

詳細は、事業を実施する**収集業務課(環境センター内 電話 45-7004)**へ問い合わせください。



《難聴高齢者補聴器購入費助成》【一宮市ウェブページ ID:1061448】

聴力機能の低下がみられる方の、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。**補聴器を購入する前に申請が必要**です。なお、対象になる補聴器は管理医療機器認証を受けているものに限りです。

◆対象者

下記のすべてに該当する方

- 市内に住所を有する 65 歳以上で、**市民税非課税世帯又は生活保護世帯**の方
- **両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満**で、身体障害者手帳の交付の対象とならず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給対象障害者等でないこと
- 一宮市内の身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する聴覚障害の区分に指定された医師または、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医が、補聴器の装用が有用であると判断された方
- 労働者災害補償保険法など他の法令による助成を受けていない方
- 過去に本事業による助成を受けた場合は、以下 2 点を満たす必要があります
 - ・当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して 5 年を経過している
 - ・当該補聴器が有用でない



◆助成額

購入費用の 2 分の 1(左右どちらか 1 台のみ、上限 3 万円)

※予算に達した場合は、今年度分の受付を終了します。

◆申請方法

申請書・意見書(医療機関が作成)・購入する補聴器の見積書(意見書に基づいて作成されたもの)を 1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。



◆申請手順

(1)から(3)までは補聴器を購入する前に手続きが必要です。

- (1) 医師(一宮市内の身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する聴覚障害の区分に指定された医師または、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医)の診断を受け、**意見書**の作成を依頼
- (2) 補聴器取扱業者に**意見書に基づいた見積書**の作成を依頼
- (3) 市へ**申請書、意見書、見積書**を提出
- (4) 市から**補聴器購入費助成決定通知書**が届いたら**見積書に記載された補聴器を購入し領収書**(購入がわかるもの)の作成を依頼
(注意)決定通知書が届く前に購入された補聴器は、助成の対象外になります
- (5) 市へ**助成請求書**(決定通知書に同封)、**領収書**(写し可)を提出

《その他の主な事業》

○老人クラブ 老人クラブ活動を補助します

○敬老会 満 77 歳以上の方をお祝いします

○長寿祝 満 100 歳以上の方をお祝いします

○金婚祝 金婚記念祝賀式を開催します

いきいきセンター等高齢者福祉施設

市内には、市内在住の60歳以上の方(つどいの里は若年者の方も可)が**無料(浴室利用は1人1回100円)**で利用できる福祉施設があります。地域の交流、趣味・娯楽・学習活動などの場としてご活用ください。また、開明・浅野・木曽川いこいの広場では、「**コグニバイク**」を利用できます。利用するには事前の説明会への参加が必要ですので、参加を希望される施設(電話番号は下記)までご連絡ください。

「コグニバイク」とは

認知症予防として国立長寿医療研究センターが考案した、運動をしながら、脳を使うことで脳を活性化させる「コグニサイズ」を基に開発された自転車型の機器です。自転車のペダルをこぎながら、目の前のタッチパネルで簡単な計算や図形問題を解き、認知症予防を図ります。



◆利用時間 9時から17時まで

☆木曽川いこいの広場には、麻雀ゲーム機も1台設置しています。

施設名	入浴時間	休館日	住所	電話
神山いきいきセンター	12:00～16:00	日・祝日 (敬老の日は開館) 12/28～1/4	野口 1-6-22 (いちのみや中央プラザ内)	45-7727
奥いきいきセンター			奥町字八瀬割 28	46-1126
萩原いきいきセンター			萩原町東宮重字蓮原 48	69-2200
丹陽いこいの広場			多加木 3-5-11	24-7371
千秋いこいの広場			千秋町佐野字下川田 48-1	81-1478
時之島いこいの広場			時之島字杵先 8-1	52-0701
浅井いこいの広場			浅井町前野字西藪 34	52-0800
北方いこいの広場			北方町北方字新堤下 144	86-5101
重吉いこいの広場			丹陽町重吉字北屋敷 380	76-7490
木曽川西部いこいの広場	13:00～16:00		木曽川町里小牧字道路寺 45	87-5433
開明いこいの広場	浴室なし		開明字神明郭 4	45-6711
浅野いこいの広場			浅野字八劔 67-1(浅野公園内)	77-4840
葉栗いこいの広場			光明寺字畳手 37-1	78-5555
木曽川いこいの広場			木曽川町黒田字北野黒 165	86-6700
ますみいこいの広場		第 1.3 月曜日 12/28～1/4	真清田 1-2-30 (スポーツ文化センター内)	71-1717
三条つどいの里		月(祝日は開館) 祝日の翌日 (土・日は開館) 12/28～1/4	三条字賀 11-1 (尾西公園内)	64-2021
朝日西つどいの里 (陶芸室あり)			上祖父江字下り江 8-1	69-6800
小信中島つどいの里			小信中島字中平 5	61-4110
玉野つどいの里	玉野字淵ヶ巻 2		69-7500	
木曽川いきいきセンター	12:00～16:00	月(祝日は開館) 祝日の翌日 (土・日・祝は開館) 12/28～1/4	木曽川町門間字沼間 35 (木曽川体育館併設)	86-9410

- ・施設の工事等により臨時休館する場合があります。
- ・入浴時間は変更する場合があります。

一宮市地域包括支援センター

社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師または看護師が地域の高齢者への総合的な相談に応じています。

お気軽にご利用・ご相談下さい。

いつまでも介護の世話にならず
元気でいられる方法を
教えて欲しい

最近、もの忘れが
ひどくて・・・
認知症でしょうか？



ひとり暮らしの人は
どんな福祉サービスが
受けられるの？

夫婦2人暮らしで
どちらかが具合が悪く
なったらと不安で・・・

介護保険に
ついて聞きたい

《相談》



◆相談料
無料

◆地域包括支援センター一覧

センター名	住 所	電 話	F A X	担当地区
やすらぎ	奥町字下口西 72 番地 1	61-3350	61-3153	神山 今伊勢町・奥町
コムネックス みづほ	木曽川町黒田字西沼 52 番地	86-5333	86-5888	葉栗・北方町 木曽川町
アウン	浅井町尾関字同者 165 番地	51-1384	51-7322	西成・浅井町
ちあき	千秋町塩尻字山王 1 番地	81-1711	81-1713	向山・富士 丹陽町・千秋町
萩の里	萩原町東宮重字蓮原 36 番地 1	67-3633	67-3635	大和町・萩原町
泰玄会	小信中島字仁井西 23 番地 1	61-8273	64-2440	起・小信中島・三条 大徳・朝日・開明
まちなか	松降 1 丁目 2 番 18 号 松降ビル 4 階	85-8672	85-8673	宮西・貴船・大志

◆センターごとに担当する地区が決まっています。

◆虐待通報等の緊急時は、24 時間電話にて受付しています。